

令和3年度

業務適正化評価報告書審査意見書

令和4年11月

鳥取県監査委員

第 9 6 号
令和4年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

鳥取県監査委員 桐 林 正 彦

鳥取県監査委員 山 根 朋 洋

鳥取県監査委員 奈 良 井 恵

鳥取県監査委員 福 田 俊 史

令和3年度業務適正化評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和3年度業務適正化評価報告書について、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して審査を行った結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和3年度業務適正化評価報告書審査意見書

第1	審査の概要	-----	1
2	審査の着眼点	-----	1
3	審査の実施内容	-----	1
第2	意見	-----	2
	(参考) 審査の内容	-----	4

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和3年度業務適正化評価報告書

2 審査の着眼点

(1) 評価手続に係る記載の審査

- ①評価体制、評価対象期間及び評価基準日、評価範囲、全庁的な業務適正化の評価項目並びに評価方法等について、著しく不適切又は不十分な点がある場合には、指摘を行い、長は、必要に応じて、評価のやり直しを行う。
- ②評価範囲に含まれるべき業務適正化対象事務について不足なく評価されているか、評価項目に対応する業務適正化の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、評価が形骸化していないかといった観点から検証する。

(2) 評価結果に係る記載の審査

- ①長が評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているかどうか、是正された整備上の重大な不備が評価基準日までに正しく是正されたかといった観点から検証する。
- ②長によって把握されていない業務適正化の不備を把握した場合には、把握した段階で早期の改善又は是正を求めた上で、重大な不備については、審査意見として記載する。
- ③整備上の重大な不備又は運用上の重大な不備とすべきものがあるときは、評価結果に係る記載は適当ではなく、業務適正化対象事務に係る業務適正化は有効に整備又は運用されていないものとして、審査意見として記載する。

3 審査の実施内容

基本方針、推進所管課発出通知、関係DB及び関係書類等の確認、また推進所管課、制度所管課及び評価所管課からの聞取りのほか、制度所管課が行う実地検査への立合い、各部局における職員に対する質問等を実施するとともに、その他の監査等において得られた知見も踏まえて審査を行った。

なお、今回の審査においては新型コロナウイルス感染症対策のため、業務適正化実施機関における調査は行わなかった。

第2 意見

(1) 評価手続

概ね適当であると認められる。

ただし、業務点検チェックリスト等について、令和2年度業務適正化評価報告書審査意見の反映が令和3年度末だったこともあり、契約に関する事務処理の改善が図られていない事案も散見されたので、令和4年度における運用状況を確認されたい。

(2) 評価結果

① 令和3年度決算に係る定期監査では、支出負担行為の事務手続の遅延や契約書に定める書類を受理していなかったことなど依然として適正な事務処理が行われていなかったものが散見された。

については、各機関及び各職員において、業務点検チェックリストの確認、未然防止策の取組を確実に実施するよう積極的な働きかけを行われたい。

② 年度変わりの引継ぎや組織内、組織間での情報の受け渡しが適切に実施されていないことに起因する不適正な事務処理が散見される場所である。

については、これらの事案について重要度の高いリスクと未然防止策、業務点検チェックリストの項目を見直し、不適正な事務処理の発生防止に努められたい。

③ 業務適正化制度がスタートして令和3年度で試行期間を含め、3年目となるが、上記のような状況から制度に対する基本的な理解が不十分ではないかと感じられる。

については、改めて業務適正化の制度の周知とPDCAの実践が行われるように努められたい。

なお、令和3年度決算では多額の国庫支出金の収入未済が発生している。背景には確実な事務作業の進捗管理や必要となる組織間の連携が十分に行えていなかったなどの要因があるものと考えられるが、本事案については、令和3年度の業務適正化評価基準日後に認識されたこともあるため、別途令和3年度定期監査と合わせて報告する。

内 容	件数	発生要因	整備 上の 不備	運用 上の 不備
個人情報管理に不適切であったもの	1	発送時の確認不足		1
契約の締結過程に不備があったもの	27	会計事務処理要領等の認識不足 契約書作成時の確認不足		27
契約の履行管理に不備があったもの	17	会計事務処理要領等の認識不足	8	9
調定の事務手続きが遅延していた。	9	失念、関係規則等の認識不足 組織内、組織間の連携不足	3	6
支出負担行為の事務手続きが遅延していた。	33	失念、関係規則等の認識不足 組織内、組織間の連携不足	3	30
公有財産の取得又は処分の事務手続きが適正でないものがあった。	5	失念、関係規則等の認識不足 組織内、組織間の連携不足	5	

(参 考) 審査の内容

1 監査委員と執行部との意見交換

業務適正化に係る評価結果（令和3年度業務適正化評価報告書（案））について（令和4年9月27日）

2 業務適正化関係通知の確認

実施に当たり、推進所管課発出通知により進めている。

通 知 日	通 知 名
令和3年3月19日	令和3年度の業務適正化の取組について（通知）
令和3年6月17日	業務適正化（内部統制）に関する実地検査（令和3年度）について（通知）
令和3年12月6日	業務適正化に関する実地検査（簡易検査）（令和3年度）の実施について（通知）
令和3年12月16日	業務適正化に関するDB活用研修の実施について（通知）
令和4年2月25日	令和3年度業務適正化の取組に係る自己点検（年間評価）の実施について（通知）
令和4年3月23日	業務適正化に関する実地検査で確認された不適切事務の全所属での再点検について（通知）

3 業務適正化に係るDBの確認

DB名称	主 な 内 容
業務適正化（内部統制）DB	推進本部会議議事録、推進部局発出通知
業務適正化実地検査DB	各所属の点検リストの結果、通知の周知確認状況、令和3年度に業務適正化で取り組む未然防止策
R3業務適正化取組状況DB	各所属の取組状況
R3業務適正化研修DB	各所属の研修実施状況

4 令和3年度業務適正化実地検査立会実施

制度所管課による実地検査の実効性の確認、内部統制の取組を踏まえての監査資料の見直しの判断材料とするため等のため実施した。

部局名	所属	実施年月日	対象事務
福祉保健部	医療政策課	令和3年11月16日	財務
福祉保健部	障がい福祉課	令和3年10月21日	財務
福祉保健部	子ども発達支援課	令和3年11月4日	財務
子育て・人財局	家庭支援課	令和3年11月4日	財務
商工労働部	商工政策課	令和3年11月12日	公文書管理
農林水産部	森林づくり推進課	令和3年11月9日	財務
農林水産部	農林水産政策課	令和3年11月11日	財務
生活環境部	緑豊かな自然課	令和3年11月9日	財務

5 適切な事務処理が行われていなかった事案と未然防止策等の記載の有無

区分	事案の概要	件数	整備上の不備	運用上の不備	業務点検のチェックリスト該当項目及び未然防止策記載（具体例）
個人情報管理が不適切であったもの	① 個人情報を取り扱う際に確認するチェックが不十分だった。	1		1	個人情報管理 9-03-05 未然防止策：有
契約の締結過程に不備があったもの	② 積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。	5		5	財務 8-04-01-01-③ 未然防止策：無
	③ 予定価格調書を作成していなかった。	4		4	10-04-02-01-① 未然防止策：有
	④ 記載事項の不備（随意契約の根拠の不備等）	13		13	財務 8-04-01-01-③ 未然防止策：無 9-04-01-02-①、② 未然防止策：無
	⑤ 統括審査課の審査を受けていなかった。	5		5	財務 8-04-01-01-⑥ 未然防止策：無

区分	事案の概要	件数	整備上の不備	運用上の不備	業務点検のチェックリスト該当項目及び未然防止策記載（具体例）
契約の履行管理に不備があったもの	⑥ 契約書に定める書類を受理していなかった、受理が遅延していた	6	6		チェックリスト：無 未然防止策：無
	⑦ 変更契約を締結していなかった。	2	2		チェックリスト：無 未然防止策：無
	⑧ 変更契約を遡っていた。	3		3	財務 12-04-03-01-⑦ 未然防止策：無
	⑨ 検査員の任命を書面により行っていなかった。	6		6	財務 13-04-04-01-① 未然防止策：無
	⑩ 調定が遅延していた。	9	3	6	財務 4-02-02-01-① 未然防止策：有
	⑪ 支出負担行為の事務手続が遅延していた	33	3	30	財務 12-04-03-01-① 未然防止策：有
	⑫ 公有財産の取得又は処分の事務手続が適正でないものがあつた。	5	5		チェックリスト：無 未然防止策：無

区分	業務適正化の不備	業務適正化の重大な不備	有効性の判断
整備上の不備	<ul style="list-style-type: none"> ・業務適正化が存在しない、規定されている方針及び手続では業務適正化の目的を十分に果たすことができない ・規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等 	全庁的な業務適正化及び業務レベルの業務適正化の整備上の不備のうち、全庁的な業務適正化の評価項目に照らして著しく不適切であり、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものが該当	評価対象期間の最終日である評価基準日において整備上の重大な不備が存在する場合、業務適正化は有効に整備されていないと判断
運用上の不備	<ul style="list-style-type: none"> ・整備段階で意図したように業務適正化の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させたもの 	全庁的な業務適正化及び業務レベルの業務適正化の運用上の不備のうち、不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたものが該当	評価対象期間において運用上の重大な不備が存在する場合、業務適正化は有効に運用されていないと判断